

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行いません。
- (2) 居宅支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行いません。
- (4) 居宅サービス計画の作成に当たって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事が出来ます。
- (5) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等、位置付けた理由、若しくは選定理由を、居宅介護支援事業所へ説明を求める事が出来ます。
- (6) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (7) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、指定居宅支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えるよう事前に協力を求めます。
- (8) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行いません。
- (9) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行いません。

## 2. 市町村への届出

この居宅支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は居宅介護支援専門員に相談ください。

## 3. 利用者負担金

(1) 居宅介護支援については、利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただきます。その際サービス提供証明書を発行しますので、後日これを市町村の窓口に出しますと、全額払い戻しが受けられます。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払が必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の支払が必要となります。

①通常の事業の実施地域を超えた地点から片道20キロメートル未満 800円

②通常の事業の実施地域を超えた地点から片道20キロメートル以上 1,000円

#### 4. キャンセル等

(1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 希望苑介護相談センター 電話：0185-72-2755

(2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整について利用者が行なった依頼等を取り消す場合も、速やかに上記連絡先までご連絡ください。

(3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することも出来ます（契約書第5条）。

(4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

#### 5. 事業所の概要について

事業所名	希望苑介護相談センター
所在地	山本郡三種町鹿渡字町後250-2
事業者指定番号	秋田県0572212389
管理者	田村 寿美子
サービス提供地域	三種町琴丘地区
職員体制	主任介護支援専門員3名
営業時間	(12/29～1/3、日曜日、祝日を除く) 8:30～17:30

##### \*24時間連絡体制の確保について

当該事業所は特定事業所加算Ⅲを算定するにあたり、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談等に対応する体制を整えております。

連絡先：希望苑介護相談センター 0185-72-2755 090-4042-5348

相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、いつでもご相談ください。

(2) 苦情相談受付担当者 管理者 田村 寿美子

(3) 苦情相談受付責任者 施設長 渡辺 正範

(4) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

三種町役場介護保険係	所在地 三種町鶴川字岩谷子8番地 TEL 85-2247 FAX 85-2178
秋田県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地 秋田市山王4丁目2-3 （秋田県市町村会館4階） TEL 018-862-6864 FAX 018-824-0043

6. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備します。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。

7. 守秘義務

- (1) 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。
- (2) 事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

9. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況。

実施 「無」

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明しました。

(事業者) 所在地 三種町鹿渡字町後250-2

事業者名 社会福祉法人琴丘ふくし会 希望苑介護相談センター

説明者 \_\_\_\_\_ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族 \_\_\_\_\_ 印